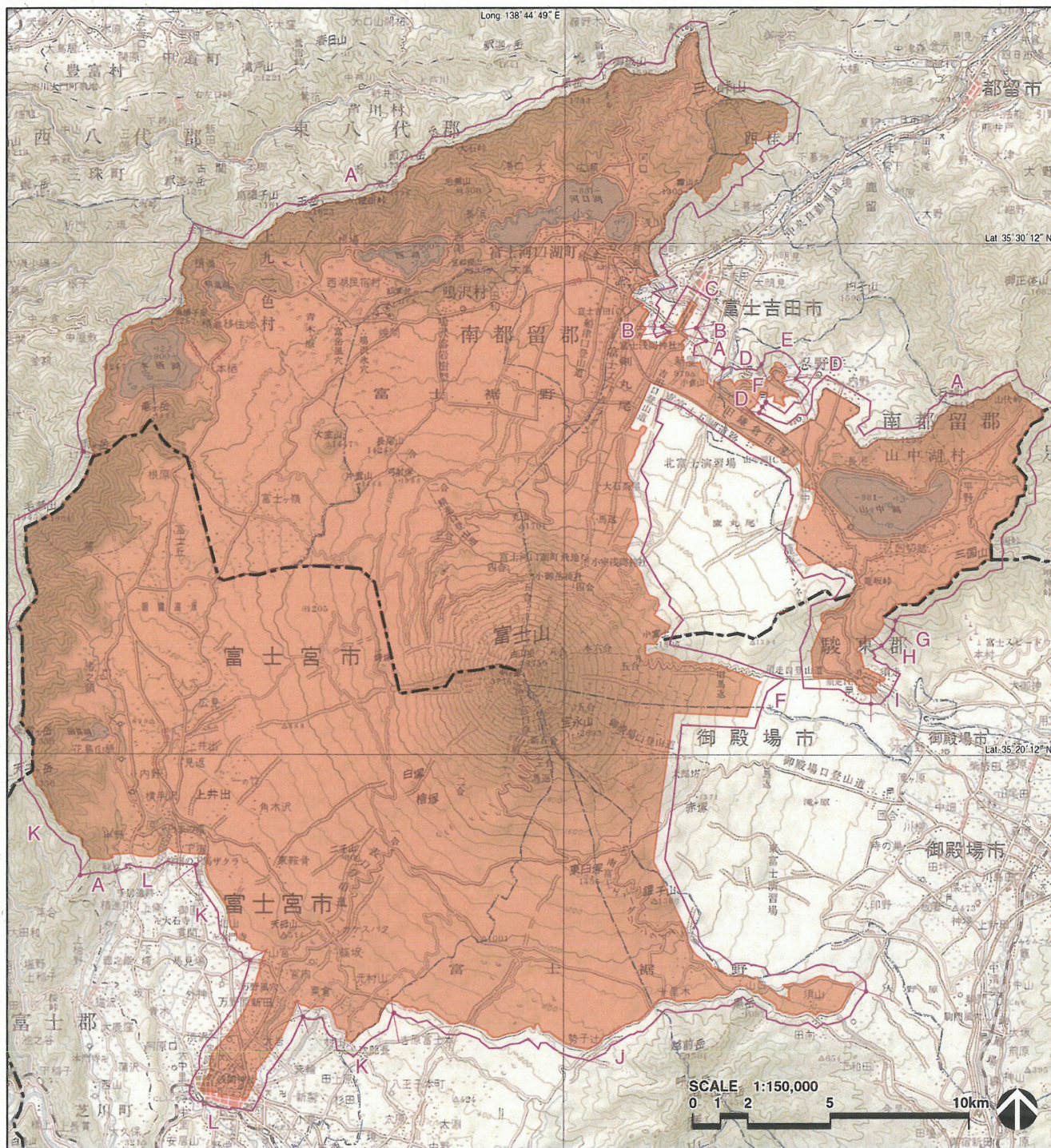


# 構成資産・緩衝地帯の区域図（三保の松原を除く。）【資料5】



区域線	
A	自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域の境界
B	道路（国道138号）の区域の境界（道路敷を含む。）
C	富士吉田市富士山世界遺産条例（平成20年富士吉田市条例第39号）第6条第1項の規定により指定された富士山世界遺産保全地域の境界
D	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風政地区の境界
E	忍野村景観条例（昭和23年忍野村条例第11号）第9条第2項の規定により指定された景観形成重点区域の境界
F	北富士演習場又は東富士演習場の敷地の境界
G	道路（登山道）の区域の境界（道路敷を含む。）
H	山稜線
I	道路（町道）の区域の境界（道路敷を含む。）
J	道路（国道469号）の区域の境界（道路敷を除く。）
K	富士宮市富士山景観条例（平成21年富士宮市条例第29号）第10条の規定により指定された富士山等景観保全地域の境界
L	静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第3条に規定する特別規制地域の境界